

**提出書類及び部数(兼チェックリスト)**

		(各書類の必要部数)	各資金の設備資金	創業者支援資金	再生支援資金	経営革新支援資金	人材整備支援資金	買物の場整備支援資金	整備支援資金	収益体質強化資金	経営改善長期借換資金	経営力強化支援資金	海外展開支援資金	経営安定化対策資金	経営改善サポート資金	セーフティネット資金	災害復旧資金	左記以外の資金
1	融資申込書（様式第1号）※4	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	前2期の決算書（必要に応じて試算表）	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3	県税の納税証明書（現に滞納のないことを証するもの）※5	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4	法人にあっては登記事項証明書	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
5	島根県中小企業制度融資意見書（様式第2号）	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
6	島根県中小企業制度融資意見書附属資料 実態自己資本算定表（様式第2号の2）	1		◎														
7	共通のもの 資金繰表（様式第3号）※6	1	△	△	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	
8	収支計画表（様式第4号）※6	1	△	△	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	
9	設備投資計画表（様式第5号）	1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	海外展開計画書（様式第32号～様式第36号）※7	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	海外現地政府機関等の発行する証明書、許可証等の写し※7	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）※8	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
13	見積書の写し	1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	設備資金 建物の平面図・立面図及び配置図※9	1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	建築確認の「確認通知書の写し」※10	1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	「建築確認申請に係る証明」（様式第6号）※10	1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	創業計画書（様式第7号～第7号の3）	1	◎															
18	自己資金を確認できる通帳の写し、残高証明等※11	1	○															
19	再生支援資金融資申込書附属資料（様式第8号）	1		◎														
20	再生支援資金推薦書（様式第8号の2）	1		◎														
21	中小企業再生支援協議会において策定が完了した再生計画	1		○														
22	経営革新 特別の法律の承認書、認定書等の写し	1			○													
23	研究開発開連計画書（様式第9号）	1			○													
24	経営革新計画書（様式第10号～第10号の4）※12	1			○													
25	その他、経営革新支援資金の融資対象事業であることが確認できる書類	1			○													
26	人にやさしい 融資対象事業であることを証する書類 高年齢者の雇用に関する計画書（様式第11号）又は高年齢者雇用促進を目的とした奨励金の受給決定通知の写し※13	1				○												
27	障がい者の雇用に関する計画書（様式第11号の2）※14	1				○												
28	しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定書、申請書の写し	1			○													
29	しまね障がい者就労応援企業認定要綱に基づく認定書、申請書の写し	1			○													
30	ふるさと島根の景観づくり条例の確認通知書、届出書の写し	1			○													
31	島根県ひとにやさしいまちづくり条例の適合証明書	1			○													
32	その他、人にやさしい環境整備支援資金の融資対象事業であることが確認できる書類	1			○													
33	買物の場 特別の法律の承認書、認定書等の写し	1				○												
34	その他、買物の場整備支援資金の融資対象事業であることが確認できる書類	1				○												
35	おもてなし処整備支援資金にかかる推薦書作成願書（様式第12号）	1					◎											
36	質収益強化 収益体質強化計画書（様式第13号及び第13号の2）※15	1						○										
37	化体 収益体質強化計画書（様式第13号の3号）※16	1							○									
38	換価 経営改善長期借換資金融資申込書附属資料（様式第30号）及び経営改善計画書※17	1								○								
39	経営力強化 保証申込人資格要件等届出書（様式第31号）及び経営改善計画書※17	1									○							
40	経営安定化 保証申込人資格要件等届出書（様式第39号又は第39号の2）※18	1										○						
41	中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定による認定申請書（様式第16号～26号）※19	1											○					
42	サトボ 経営改善・再生計画書（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る）※20	1												◎				
43	セーフティネット資金融資申込書附属資料（様式第15号）	1													◎			
44	セーフティネット 小中企業信用保険法第2条第5項各号の規定による認定申請書（様式第16号～26号）※19	1													◎			
45	倒産企業に対する債権内訳書（受取手形、売掛金、未収金の内訳）	1													◎			
46	債権額を確認できる受取手形等の写し	1													◎			
47	その他、セーフティネット資金の融資対象者及び融資対象資金使途であることが確認できる書類	1													◎			
48	災害復旧資金・経済変動等資金融資申込書（様式第28号）※4	1														◎		
49	災害復旧資金・経済変動等資金 融資申込書附属資料（様式第28号の2）	1														◎		
50	動員等・ 市町村長の発行する被災證明書（様式第29号）	1														○		
51	災害により受けた被害状況又は取引等に影響を受けている状況を記載した書類※21	1														○		

印の説明…◎：必要、○：必要な場合がある、△：提出が望ましい

- ※1 : 以下の書類について、記載事項を充足している場合は、制定の様式にかかわらず独自の様式も許容する。  
資金繰表(様式第3号)、収支計画表(様式第4号)、設備投資計画表(様式第5号)、創業計画書(様式第7号～第7号の3)の収支計画等、  
再生支援資金融資申込書附属資料(様式第8号)の再生計画等。なお、その他についても適宜別紙にて説明を行ってよい。
- ※2 : 決算書、納税証明書等で既に同じ内容のものを保証協会に提出済みの場合は、提出を省略してもよい。ただし、保証協会から確認の要請があった場合は、この限りでない。
- ※3 : 提出書類は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの又はマイナンバー部分がマスキング処理されたものであること。
- ※4 : 複数の資金を併用する場合には、それぞれの資金ごとに融資申込書を提出すること。
- ※5 : 県税の納税において期日経過しているものがないことが証明できるものであること。
- ※6 : 経営革新支援資金の研究開発関連にあっては必要。県外・海外展開の場合には、収支計画書が必要。
- ※7 : 海外における支店、工場、営業所等の設置又は拡張の場合等海外直接投資の事業等に要する資金の場合に必要。
- ※8 : 活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」(NPO法人会計基準協議会公表)に準拠したものであることが望ましい。
- ※9 : 居宅と店舗等の併用建物の場合は、その区分を明示したものであること。
- ※10 : 融資対象が建物の場合、建築確認を必要とするものは「確認書の写し」、必要としないものは「建築確認申請に係る証明書」(様式第6号)
- ※11 : 事業を営んでいない個人にあっては必要。
- ※12 : 経営革新計画関連にあっては必要。(ただし、「中小企業等経営強化法」に基づく計画とは別のものであるので、留意すること。)
- ※13 : 高齢者の作業を容易にする施設、設備の設置の場合に必要。
- ※14 : 障がい者の作業を容易にする施設、設備の設置の場合に必要。
- ※15 : 中小企業等経営強化法の承認を受けた経営力向上計画又は、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領に基づき承認を受けた事業実施計画書(ただし、経営革新型かつ設備投資を伴うものに限る)の提出をもって、代えることが可能。
- ※16 : 様式第13号及び第13号の2を※15に定める計画により代えた場合は、当該計画が認定されたことがわかる書類を提出すること。
- ※17 : 経営改善計画書の様式は任意とする。
- ※18 : 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による特定中小企業者の認定を受けた場合は不要。
- ※19 : 中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定による特定中小企業者の認定が必要な場合は、市町村長の認定を受けた上で提出すること。  
特定中小企業者の認定が必要ない場合(県知事指定の場合)も、確認資料として添付が必要(市町村長の認定は不要)。
- ※20 : 経営改善・再生計画書の様式は任意とする。
- ※21 : 様式は任意とするが、関連する取引先ごと等の仕入れ又は売上げ等の月別推移表等、取引等の影響が分かる書類とする。